

事業計画

国民健康保険制度は国民皆保険を支える重要な基盤であり、将来にわたり、持続的かつ安定的な運営を推進していく必要がある。

このため、国保法が改正され、平成 30 年度から、県が財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保などの役割を担うこととされた。

連合会は、こうした状況を踏まえ、引き続き業務の効率的な運営に努めるとともに、新国保制度についての県と市町村の協議に応じ、新制度が円滑に実施されるよう対応していくこととする。

1 業務の効率的な運営

国保及び後期高齢者の診療報酬審査支払をはじめ、介護給付審査支払、特定健診・保健指導費用決済など保険者からの受託業務について、保険者と連携を図りながら、確実かつ効率的な運営に努める。

2 保険者支援の推進

保険者が行う事務に関し、広域的、効率的に進めることによって保険者負担の軽減を図るため、高額医療費支給をはじめ、保険者間調整、第三者求償、保健事業などの業務について、保険者からの要請を十分に踏まえて保険者支援を一層推進する。

3 新国保制度への対応

新国保制度について、県と市町村では、国保事業費納付金等算定や国保情報の集約、市町村標準事務処理等のシステム構築などの業務が新たに追加されるが、県と市町村との協議に積極的に協力し、新制度が円滑に実施されるようシステム対応や業務見直しなどの諸準備を的確に進めていく。

4 情報セキュリティの強化

情報セキュリティについては、ネットワークを基幹系と業務系に分離するとともに、第三者審査機関による認証（ISMS）を受け、対策を講じてきているが、厚生労働省、国保中央会の通知に基づき、さらに業務系から情報系を分離するなど情報セキュリティ対策に万全を期す。